

**A15** 創業記念で支給する記念品や永年にわたって勤務している者への表彰にあたって支給する記念品等については、要件を満たしていれば、そのスタッフの給与として課税しなくてもよいことになっています。

なお、記念品の支給や旅行や劇場への招待費用の負担に換えて現金、商品券などを支給する場合は、その全額（商品券の場合は券面額）がそのスタッフの給与として課税されます。

(1) 創業記念などの記念品における要件

- ① 支給する記念品が社会一般的に見てふさわしいものであること
- ② 記念品の処分見込み額による評価額が1万円（税抜き）以下であること
- ③ 創業記念のように一定期間ごとに行う行事で支給するものは、おおむね5年以上の間隔で支給するものであること

(2) 永年勤続者への記念品や旅行、劇場招待費用における要件

- ① 勤続年数や地位などに照らして、社会一般的にみて相当な金額以内であること
- ② 勤続年数がおおむね10年以上である者を対象としていること
- ③ 同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔が空いていること